

プラズマ・核融合学会第29回年会

クローバープラザ, 福岡県春日市

2012年11月29日

インフォーマル ミーティング IV

計算科学研究部会

構成

1. 研究部会の設置について

- 意見交換

福山 淳 (京大)

2. HPCIコンソーシアム報告

- 意見交換

堀内利得 (NIFS)

▶ BA-IFERC-CSCについて

- Helios 現状
- 第2期課題選定
- 意見交換

中島徳嘉 (NIFS)

矢木雅敏 (JAEA)

▶ 計算科学教育の推進に向けて

- 磁気核融合分野
- 光量子分野
- 意見交換

藤堂 泰 (NIFS)

長友英夫 (阪大)

研究部会の設置について

▶ 研究部会に関する規程（平成24年3月15日理事会仮承認）

- 研究部会運営規則
- 研究部会連絡委員会規程
- 計算科学研究部会内規

▶ HPCIコンソーシアム法人化

- ユーザコミュニティ代表機関
- コミュニティの意思決定の仕組みがわかる資料

研究部会運営規則 (1/2)

第1条 (目的)

研究部会は、定款第50条に基づき、プラズマ・核融合に関する特定の専門分野において、部会員相互の情報交換ならびに連絡調整を図るとともに、当該分野の活性化および人材育成に資することを目的とする。

第2条 (設置・運営)

研究部会の設置と改廃および研究部会内規の制定と改廃は、研究部会連絡委員会が提案し、理事会が決定する。

第3条 (設置期間)

研究部会には設置期間を設けない。

第4条 (構成)

研究部会は、参加を希望する学会員をもって構成し、部会長1名および幹事若干名からなる幹事会をおく。

第5条 (委員)

部会長ならびに幹事は、部会員の互選により選任し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

研究部会運営規則 (2/2)

第6条 (事業)

研究部会は、ニュースの配布、部会報の発行、研究会、セミナー、講演会、講習会等の開催、その他必要な事業を行う。事業を行うにあたっては、国内外の関連する学協会や諸機関と協力し、共催することができる。

第7条 (報告)

研究部会は、年度毎に事業計画と事業報告について研究部会連絡委員会に報告し、その承認を得るとともに、活動概要を学会誌に掲載する。

第8条 (事務)

研究部会の事務は、原則として各研究部会の幹事会が行う。

第9条 (予算)

研究部会の業務に必要な年間経費は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

第10条 (改廃)

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

研究部会連絡委員会規程（1/2）

第1条（目的）

本委員会は、一般社団法人プラズマ・核融合学会定款（第50条）に基づいて設置され、研究部会間の連絡、調整を行うことを目的とする。

第2条（構成・選出）

本委員会は、委員長、副委員長および委員で構成され、構成委員は理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員長、副委員長は研究部会連絡委員会担当理事のうちから理事会が選任する。副委員長は委員長の職務を代行する。

3 本委員会に幹事を置くことができる。幹事は委員長が指名する。

第3条（任期）

本委員会構成委員の任期は2年間とする。再任を妨げないが、原則として再任は1回限りとする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 一年ごとに構成委員の約半数を改選する。

3 構成委員は、任期が満了しても、新たに委員が委嘱されるまで、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

研究部会連絡委員会規程 (2/2)

第4条 (任務)

本委員会の任務は以下の通りとする。

- (1) 研究部会の設置と改廃の提案
- (2) 研究部会の規約の制定と改廃の提案
- (3) 研究部会の活動の把握
- (4) 研究部会の活動の調整
- (5) その他理事会から委託された事項の審議

第5条 (開催)

本委員会は、年1回の定期委員会と委員長が必要と認めた臨時委員会を開く。

第6条 (運営)

この規程の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て委員長が定める。また、研究部会の運営に関しては、別に定める研究部会運営規則に基づいて実施する。

第7条 (予算)

本委員会の業務に必要な年間経費は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

第8条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

計算科学研究部会内規 (1/3)

第1条 (目的)

計算科学研究部会は、研究部会運営規則に基づき、プラズマ・核融合分野における計算科学に関する研究、調査活動を支援し、部会員相互の情報交換ならびに連絡調整を図るとともに、研究の活性化および人材育成に資することを目的とする。

第2条 (運営)

本研究部会は、その運営と主要な事業について年度毎に研究部会連絡委員会に報告し、承認を得る。

第3条 (事業)

本研究部会は、その目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 定期的におよび必要に応じて「ニュースレター」を部会員に配信し、計算科学に関わる国内外の情報伝達を図るとともに、部会員の相互交流を促進する。
- (2) 研究会、セミナー、講演会、講習会等を適宜開催する。
- (3) 必要に応じて研究、調査のための作業会を組織し、関連分野の研究の活性化を図る。
- (4) 計算科学に関わる国内外の関連する学協会や諸機関との連携を図り、必要に応じて研究会などを共催する。
- (5) その他、必要な事業を適宜実施する。

計算科学研究部会内規 (2/3)

第4条 (部会員)

参加を希望する学会員は、学会事務局に所定の手続きを行うことにより、本部会員となることができる。退会の際はその旨を学会事務局に申し出る。

第5条 (運営体制)

本研究部会の運営は、部会員の互選によって選任され、会長によって委嘱された部会長1名と幹事若干名からなる幹事会が行う。部会長と幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 (部会総会)

研究部会総会を年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画。
- (2) 事業報告。
- (3) 運営体制。
- (4) その他、重要な事項。

第7条 (運営費)

本研究部会の事業は、学会からの交付金、事業収入、その他によって運営される。

計算科学研究部会内規 (3 / 3)

第8条 (事務)

本研究部会の事務は、入退会手続きを除いて、原則として幹事会が行う。

第9条 (変更)

本内規の変更は、幹事会の提案に基づいて研究部会総会で審議し、研究部会連絡委員会および理事会の承認を必要とする。

以 上

今後の作業

- ▶ **部会員の募集**
- ▶ **メイリングリストの作成**
- ▶ **部会長・幹事候補者の提案**
- ▶ **部会長・幹事の部会員による互選**

計算科学教育の推進について

- ▶ プラズマ・核融合分野のシミュレーション研究の発展
- ▶ 計算科学教育の必要性
 - 数値計算手法の高度化（微分方程式，行列解法）
 - 並列処理の普及（MPI, OpenMP, XMP）
 - 多数コアプロセッサ（GPGPU, Intel MIC）
- ▶ これまでは物理中心の教育
 - 計算科学に関する教育が不十分
 - 利用しているコードに片寄った計算手法
- ▶ シミュレーション研究を目指す学生に幅広い視野を